



境港市

妊産婦タクシー交通費補助金事業のご案内

～妊娠から産後までを安心サポート～



妊産婦健診や出産のために病院を受診する際、医療機関までの交通手段が無いなどの理由によりタクシーを利用された際の料金の一部を補助することで、体への負担や経済的な負担を軽減し、妊産婦さんを支援するための事業です。

【対象者】

母子健康手帳の交付を受け、タクシーの利用時及び交付申請時に境港市民である妊産婦の方

【対象となるタクシーの利用目的と補助対象期間】

利用可能な項目	期間
■出産に伴う入退院時	
■妊婦健診又は産後健診	母子健康手帳を交付した日から
■妊産婦の子の受診時	産後1か月に達する日までの期間
■妊産婦の医療機関受診時	
■産後ケア事業	産後ケア事業利用時 ・デイケアは産後1年まで ・ショートステイは産後4か月まで

【補助内容】居住地から医療機関等までのタクシーの利用

- ・補助額：1回あたりのタクシーの利用料金の8割相当額と6千円のいずれか低い金額
- ・補助回数：6回まで

【申請方法及び申請期限】

- ◆「境港市妊産婦タクシー交通費補助金交付申請書」に以下の書類を付けてご提出ください。

※添付書類

- ・タクシー交通費の領収書
- ・医療機関等の受診が証明できる書類
(医療機関等の受診日が記載された領収書又は母子健康手帳の写し)
- ・産後ケア事業利用時は、「境港市産後ケア事業利用承認通知書」の写し

- ◆利用毎に申請されても複数回の利用分をまとめて申請されても、どちらでもお受けしますが、
1回の妊娠につき、お子さんが1歳の誕生日を迎えた翌月の末日が申請期限となります。



【お問い合わせ・申し込み先】

健康推進課 保健係 電 話 47-1041